

会長の選定に関する規程

令和6年3月29日

規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人麻布大学同窓会定款（以下「定款」という。）第26条第1項ただし書きに基づき、一般社団法人麻布大学同窓会会長（以下「会長」という。）の選定に関し必要な事項を定める。

(会長候補者の推薦)

第2条 代議員会は、会長候補者を理事会に推薦することができる。

2 前項の会長候補者は、代議員の選挙により選出する。

(会長候補者選挙管理委員会)

第3条 会長候補者の選出に関する事務は、会長候補者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 委員会の委員は、学園支部の支部長が指名した学園支部の正会員3名及び事務局職員とする。ただし、代議員を委員とすることはできない。

3 委員会の委員長は、事務局長があたる。

(委員会の事務)

第4条 委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長候補者選挙の告示
- (2) 会長候補者立候補届の受理
- (3) 会長候補者推薦書の受理
- (4) 選挙事務
- (5) 会長候補者の報告
- (6) その他必要な事項

(会長候補者選挙の告示)

第5条 会長候補者選挙の告示は、部会、支部及び地区ブロックの運営に関する規程（令和5年規程第2号）第2条第2項に規定する部会代表者及び第3条第1項に規定する支部長に対して行うとともに一般社団法人麻布大学同窓会のホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載する。

(立候補)

第6条 会長候補者に立候補するときは、前条の告示に示された日までに会長候補者立候補届（第1号様式）に会長候補者推薦書（第2号様式）を添えて、委員会に提出しなければならない。ただし、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときはその翌日の午後5時30分までに到達したものを有効とし、提出が郵便による場合は、提出期限の日の消印の日をもって有効とする。

2 立候補者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 定款第5条第2号に規定する正会員であって、正会員歴が連続して5年以上あること
- (2) 定款第14条に規定する代議員及び定款第25条第1項第3号に規定する理事のうち3名以上の推薦があること

3 第1項の立候補者がなかったときは、委員会は、理事会にその旨を報告しなければならない。

(選挙公報)

第7条 委員会は、代議員に候補者の氏名、経歴、抱負等を記載した選挙公報、投票期限等を記載した書面及び第10条に規定する投票用紙を選挙日の14日前までに送付しなければならない。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、郵便による投票により行う。

2 投票の方法は、委員会が定める。

(一人一票)

第9条 投票は、代議員一人につき一票に限る。

(投票の方法)

第10条 投票は、委員会が定めた投票用紙により投票する。

2 投票用紙には、候補者の氏名をあらかじめ記載し、当該氏名ごとに指定の記号を付すための空欄を設ける。

3 前項の候補者の氏名は、届け出順に記載する。

(開票立会人)

第11条 開票にあたって、委員長は、正会員の中から開票立会人2名を指名する。

2 開票立会人は、開票作業の開始から終了まで開票作業に立会わなければならない。

(無効投票)

第12条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの
- (2) 指定の記号以外で記載したもの
- (3) 複数の候補者に記号を記載したもの
- (4) 委員会が定めた投票期限を超えて投票したもの

(当選人)

第13条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、年少の候補者を当選人とする。ただし、当該候補者の生年月日が同一の場合は、くじで決める。

(無投票当選)

第14条 候補者が一人であるとき又は一人となったときは、投票は、行なわず、当該候補者を当選人とする。

(会長候補者の報告)

第15条 委員会は、当選人を会長候補者として、速やかに理事会及び代議員に報告するとともにホームページに掲載する。

(理事候補者の推薦)

第16条 会長候補者は、定款第26条第3項に規定された者以外に4名以内の者を理事候補者として理事会に推薦することができる。

2 前項の会長候補者が理事候補者を推薦するときは、理事候補者推薦書(第3号様式)を理事会に提出しなければならない。

(役員選任議案)

第17条 理事会は、会長候補者及び前条第1項に規定する理事候補者を尊重し、代議員会に役員選任議案を提出する。

(会長の選定)

第18条 理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第90条第2項第3号に基づき、会長を選定する。

2 理事会は、代議員会から推薦された会長候補者を尊重し、会長を選定する。

(補則)

第19条 この規程に定めのないものは、委員長が決する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和6年3月29日から施行する。

2 一般社団法人麻布大学同窓会会長選任規程（令和5年規程第8号）は、廃止する。